

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 29 年度岩国市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 9 号 平成 30 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 10 号 平成 30 年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第 26 号 岩国市特別職の指定等に関する条例

議案第 27 号 岩国市安心・安全な社会づくり基金条例

議案第 30 号 岩国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 31 号 岩国市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 32 号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 33 号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 34 号 岩国市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 35 号 岩国市民会館条例の一部を改正する条例

議案第 36 号 岩国市運動施設条例の一部を改正する条例

議案第 50 号 室の木地区調整池設置工事請負契約の一部変更について

議案第 55 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 56 号 岩国市過疎地域自立促進計画の変更について

以上 13 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 1 号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める意見書を提出することについて

本件は、不採択にすべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 9 号 平成 30 年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「施政方針において、艦載機移駐後も基地依存体質を維持する姿勢が示され、当初予算にもそれが反映されていることから反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号 岩国市特別職の指定等に関する条例の審査におきまして、委員中から、新たな特別職となる審議監の職務及び組織内の序列・立場について質疑があり、当局から、審議監の職務は、市長が指定する直轄の特定重要施策であり、基地政策及びそれに関連するまちづくりに特化して市長を補佐することを想定している。一方、副市長の職務は市政全般にわたるものであり、この点で両者の役割は区別され、おのずから市長、副市長に次いで審議監という序列となる。また、市長と副市長がともに不在となった場合における職務代理については、「市長の職務代理者を定める規則」第 2 条の規定に基づき、引き続き総務部長が務めることとなるとの答弁がありました。

これらの質疑を行う中で、本議案については、市長から直接説明を受ける必要があると委員会として判断したため、委員会に市長の出席を求め、質疑を続行いたしました。

そこで、委員中から、新たに特別職を設けなければならない理由について質疑があり、市長から、合併して12年が経過し、本市のまちづくりは確実に前進しているものの、国や県、各種団体等との協議・調整を重ねていく必要がある課題は山積しており、市民の要望も多岐に及ぶことを考えれば、副市長はもとより、新たな特別職を加えることにより、さらに迅速かつ的確な対応が可能になると考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員中から、本市において、基地政策に関することを職務とすれば、特定の重要施策に特化すると言いながら、非常に広範な職務内容となり、副市長との役割分担があいまいになるのではないかと。また、新たに特別職を設けることにより、今後の人材育成に影響を与えるのではないかと、との質疑があり、市長から、副市長の職務は市政全般にわたって市長の補佐・事務の監督等を行うものであり、他の者と分担できる性格のものではないと考えている。また、人材育成については、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、それらに柔軟に対応し、かつ、さまざまなアイデアを提案できる人材は着実に育ってきていると感じている。今後とも、各種研修を通じて職員個々の能力を伸ばしながら、適材適所に配置することで、さまざまな行政課題にしっかりと取り組んでいけるものと考えている、との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「新たな特別職の職務とされるものは、現行の組織体系のもとで、十分に対応可能であること及び、基地政策に関して市民目線に立っていない発言等をした人が選任されると見込まれることから反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める意見書を提出することについての審査におきまして、「先月、名護市長選挙が実施され、請願で述べられている状況に変化があったので、継続審査とすべきではない」との意見と、「普天間基地の移設受け入れの是非は、先月実施された名護市長選挙の争点になっていない。沖縄県民の心に寄り添った対応をするためにも、継続審査とすべき」との意見がありましたので、まず、引き続き審査することについて挙手により採決いたしました結果、賛成少数で引き続き審査しないことに決しました。

続いて、採択することについて挙手により採決いたしました結果、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。